

事務局長

皆様、おはようございます。
定刻にちょっとまだ早いようでございますが、本日は、収穫の秋を迎えまして大変お忙しい中、会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
初めに、欠席の届出ですが、7番、伊藤裕樹委員から出ております。
それでは、ただいまから第17回大仙市農業委員会総会を開催いたします。
(午前9時 開会)

事務局長

会長からご挨拶をいただきます。

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。
会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は23名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
次に、前回9月8日総会から本日までの主な業務報告につきまして、お手元に配付しております第17回総会までの業務報告書をご覧ください。
初めに、9月8日ですが、第16回農業委員会総会を委員21名、推進委員3名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。
同日は、総会開催前に、同じくこの神岡農村環境改善センターにおきまして広報専門委員会を開催しております。委員10名の出席をいただき、10月1日発行の農業委員会だより第21号の掲載内容につきまして、最終確認等、ご協議いただいております。
そして、9月10日には、県南地区農業委員会会長・会長職務代理者・事務局長会議が横手市役所条里南庁舎において開催されております。今年度の秋田県農業委員会大会に提案する議案などにつきまして協議しております。
また、同会議終了後には、県南地区農業委員会会長会第2回総会を開催しております。今年度の研修内容や来年度の予算などについて協議しております。
その他につきましては、資料のとおりとなっておりますので、後ほどご確認いただきたいと思っております。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長をお願いいたします。

議 長

本日の会議を開催します。
初めに、議事録署名委員を決めたいと思っておりますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、13番、高橋勝範委員、14番、田村誠市委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議 長

議案第1号の「大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。

事務局長

議案第1号 大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について審議を求める。

令和3年10月8日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長 事務局の説明を求めます。

参 与

それでは、大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱についてご説明いたします。

皆様ご存じのとおり、8月10日に大曲2番の伊藤徳則推進委員が亡くなりました。そこで、8月26日に役員会を開催し、欠員に対してどのように対応したらよいかご協議いただきました。その結果、推進委員1名を募集することに決定しました。

8月30日から9月30日までの間、市のホームページ上で募集しましたところ、1名の方から応募があったことから、大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第6条に規定された推進委員候補者の評価委員会を书面決議という形で実施し、候補者として選任されたことから、委員会の承認を求めるものでございます。

議案書2ページをご覧ください。

候補者の氏名は、伊藤孝清さんです。住所は、大仙市飯田字家の前110番地で、会社員として働く傍ら、水稻や大豆を経営しております。また、農地組合法人にも従事している方であります。やる気もありまして、そして、農業に対してはとても真面目に取り組んでいる方だと伺っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりました
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長 質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第1号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり候補者を農地利用最適化推進委員に承認し、委嘱することに決定いたします。

議 長 ここで、委嘱状交付のため、暫時休憩します。

(午前9時06分 休憩)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前9時07分 再開)

議 長 事務局から進行してください。

事務局長 それでは、ただいまから大仙市農地利用最適化推進委員へ委嘱状の交付を行います。
会長より委嘱状を交付いたしますので、伊藤委員は会長の前のほうにお進みください。
い。会長もこちらのほうから前のほうにお願いいたします。

会 長 伊藤孝清、大仙市農地利用最適化推進委員に委嘱する。
令和3年10月8日
大仙市農業委員会

定とのことです。

続いて、4ページ、3番です。

農地の所在が、角間川町○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートル外、田4筆、畑1筆、計6筆、合計面積○○○○○○○平方メートルです。

贈与による所有権移転です

譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、80歳。

譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、55歳です。

申請理由につきまして、○○さんとひろみさんは、住所が異なりますが親子であり、申請地は以前から作業受委託により○○さんが耕作していました。今回、○○さんが病気となったことから、○○さんに贈与するものです。

8ページ、9番をご覧ください。

農地の所在は、協和稲沢○○○○○○○○○○、地目は畑、面積が○○○平方メートル、1筆です。

贈与による所有権移転です。

譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、60歳。

譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、76歳です。

申請理由といたしまして、譲渡人の○○さんと譲受人の○○さんは親類関係です。申請地については、双方の先代同士の話合いにより、お互いの農地について所有権を移転することにしておりましたが、これまで手続がされていなかったため、今回、贈与による申請をするものです。

議案第2号につきましては、ただいま説明いたしました4件のほかに、有償所有権移転が2件、使用貸借権設定の新規1件、更新5件がございます。

10ページから11ページの農地法第3条の調査書をご覧ください。

農地法第3条第2項各号には該当しない旨記載したもので、結果、全て許可要件を満たしているものと考えます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- | | |
|------|--|
| 議 長 | 説明が終わりました
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
(なしの声) |
| 議 長 | 質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手) |
| 議 長 | ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。 |
| 議 長 | 次に、議案第3号の「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。 |
| 事務局長 | 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和3年10月8日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦 |
| 議 長 | 事務局の説明を求めます。 |

ます。

許可基準における立地基準につきましては、申請地は〇〇〇〇から300メートル以内にあることから、農地法施行規則第43条第2号に規定する第3種農地と判断され、許可要件を満たしているものと考えられます。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議 長

事務局の説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いします。
案件1番についてお願いします。

伊藤委員

21番、伊藤です。
先ほどの4条の関連で5条となっております。よろしく審議のほど、お願いいたします。

議 長

ありがとうございます。
案件2番についてお願いします。

三浦委員

5番の三浦です。
先日、事務局と現地調査に行ってまいりました。申請地は用途地域になっております。さらに言えば、耕作農地ではないという状態で、先ほど事務局が説明したとおり、何ら問題ないものと確認してまいりました。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。
案件3番についてお願いします。

齊藤委員

9番、齊藤です。
この案件は、平面図に見られるように、上下水道が完備された地域です。生活排水等の農地への影響はないものと判断されます。また、隣接する水田ですが、これ、譲渡人の農地ですので、了解を得て何ら問題ないと思われしますので、よろしくご審議お願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局長

現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長

ないようですので、これより採決いたします。
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、議案第5号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

令和3年10月8日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

それでは、私のほうから、非農地証明の事務処理要領の制定についてご説明いたします。

本要領の制定につきましては、今年4月の役員会におきまして、役員の皆様にご覧いただき、現場写真等をご覧いただき、今後は耕作放棄された現況を農地のままとしていくことは難しいというご判断と、耕作放棄地を非農地とする場合の判断基準を定めて行うようにすべきというご意見をいただきました。

それを踏まえまして、耕作放棄された農地でも地目変更はせずに農地のままとしてきました従来の基準を見直しまして、現況によっては非農地とすることもやむなしとするということにして、また、併せて、これまで発行していなかった非農地証明につきましても、耕作放棄地に限って発行するようにするため、事務処理要領を制定し、8月の役員会にお諮りしましたところ、ご了承いただきましたので、今回、総会議案として皆様にお諮りするものでございます。

内容につきましては、議案書55ページから56ページをご覧いただきたいと思っております。

本要領案は、第1条から第9条までとなっておりますが、このうち、特に説明をする必要があるところは、第3条、耕作放棄地の判断基準の取扱いを定めているところでございます。

この第3条の本文の冒頭で、「秋田県通知3、判断基準については」という文言がございます。これにつきましては、今度、別添の資料も併せてご覧いただきたいんですけども、総会資料の議案第6号、非農地証明、括弧書きして、議案第6号、非農地証明と書いた資料が、別添の資料でございます。開いていただきまして、資料1と右上に記載したものでございますが、これは、「非農地の判断基準及び手続について」という秋田県農林水産部長通知でございます。耕作放棄された農地については、この通知に従いまして非農地かどうかを判断し、非農地とした場合の手続についても定めています県からの通知でございます。

この通知の2ページ、中ほどから少し下のところに、3、判断基準というふうにございまして、先ほどの文言はここを指しております。ここでは、県が示す非農地の判断基準が記載されております、第1号から第4号まででございます。

内容を簡単に説明しますと、第1号では、既に転用許可が出ているものあるいは許可不要のものということになります。第2号では、水害その他災害などによりまして、農地が退廃し、復旧が見込めない場合でございます。第3号は、森林化や原野化などによりまして、農地に復元することが困難な場合でございます。そして、第4号は、それ以外で、農地として復元しても継続して営農ができないと見込まれる場合でございます。

繰り返しになりますが、大仙市農業委員会では、以前からこの秋田県の判断基準に従って非農地とすることも可能ではございましたが、これまではその運用におきまして、耕作放棄地も農地という取扱いをしておりました。その取扱いを今回見直しまして、耕作放棄されてどうしようもなくなったというような農地については、非農地とする取扱いとするよう見直すということになります。

農地、非農地の判断につきましては、農業委員、それから推進委員3名で現場を確認していただきまして、その判断をしていただくこととしております。そうした場合の判断基準をより分かりやすく規定するために、要領を制定するものでございます。

ここで、議案のほうに戻りまして、第3条の判断基準の取扱いでございますが、第1号では、先ほど県の通知の基準第3号で、森林の様相を呈しているという表現がございますが、その記載の内容をより具体的に規定しまして、樹木、特に高木が群生して大きな面積を占めている、集団的に生育して森林の様相を呈している場合のほか、雑草や灌木類の生育する原野の様相を呈している場合も含まれることとしております。

次に、第2号では、同じく県通知基準第3号で、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合について具体的に規定しまして、伐採、伐根、切盛土、整地、耕盤造成、畔築立、客土、土壌改良などを総合的に実施しなければならない場合というふうにしております。

本要領につきましては、そのほかに、申請者となれる人、それから添付していただく書類や証明書の交付等について規定しまして、その様式についても定めているところでございます。

また、参考としまして、先ほどちょっと触れました別添資料の、その資料2という4ページからとなりますけれども、4ページからの資料2については、農地法の運用についての抜粋を載せてございます。5ページ目のアンダーラインをした部分でございますが、こちらにつきましても、農地、非農地の判断の基準を定めている部分がございますので、併せて資料として載せております。

議案第6号の説明につきましては以上でございます。

続きまして、私のほうからは、議案第7号「大仙市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に関する要綱の一部を改正する要綱について」ご説明いたします。

議案書の61ページから63ページまでをご覧ください。

大仙市農業委員会では、平成23年8月に現行の大仙市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に関する要綱を制定しまして、それに基づいて事業を進めているところでございますが、平成26年4月に農業経営基盤強化促進法の改正により、農地保有合理化事業が廃止されました。そこで、要綱の一部を改正する必要性がありましたが、これまで改正されていなかったため、8月26日に役員会を開催しご協議いただき、次の3か所を改正することとしたものでございます。

1か所目は、第4条(2)ですが、「農地保有合理化法人」から「農地中間管理機構」へ、また、2か所目と3か所目は、第5条(2)の2行目から4行目にかけてですが、いずれも「農地保有合理化法人」から「農地中間管理機構」に改正するものでございます。2重線を引いて「農地中間管理機構」と記載しているところが、今回改正する部分でございます。

以上、大仙市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に関する要綱の一部を改正する要綱についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声)
議 長	ないようですので、これより採決いたします。 議案第6号から議案第7号までの2件については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、本案件2件については、原案のとおり承認することに決定しました。
議 長	次に、報告第1号の「農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について」、事務局より報告願います。
事務局長	報告第1号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について 下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する。 令和3年10月8日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
議 長	事務局より報告願います。
参 与	

64ページをご覧ください。
記載の7法人からの報告がありました。
順に読み上げるところではございますが、総会時間の短縮のため省略させていただきます。ご了承ください。
詳細につきましては、65ページから86ページをご覧ください。
結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議 長	以上、報告といたします。
議 長	次に、報告第2号の「大仙市農業委員会だより第21号について」報告願います。
事務局長	報告第2号 大仙市農業委員会だより第21号について 大仙市農業委員会だより第21号について、大仙市農業委員会専門委員会設置 規程第7条に基づいて報告する。 令和3年10月8日提出 大仙市農業委員会広報専門委員長 茂木靖雄
議 長	茂木広報専門委員長より報告願います。
茂木委員	

それでは、報告いたします。

農業委員会だより第21号についてご報告いたします。

去る7月29日、8月30日及び9月8日に広報専門委員会を開催し、掲載内容について、協議、検討いたしました。委員の皆様の見解や要望などを聞き取りながら、慎重に検討し、協議を重ねた結果、お手元に配付のとおり、完成しましたので、ご報告いたします。

なお、この農業委員会だより第21号は、10月1日発行の広報だいせんと一緒に市内全戸に配布されております。

また、大仙市のホームページにも掲載し、広く閲覧できることとしております。

今後も誌面の充実を図っていきたいと思いますので、農業委員及び推進委員の皆様からの情報の提供、ご協力をお願いいたします。

以上、報告といたします。

議 長	以上、報告といたします。
議 長	これで本日の日程は全て終了しました。 そのほかについて、事務局から何かございませんか。
参 与	事務局のほうからですが、令和3年度秋田県農業委員会大会についてご説明いたします。 お配りしました令和3年度秋田県農業委員会大会開催要領をご覧ください。 今年の大会は、11月1日に能代市の能代市文化会館で開催されます。 開催内容につきましては、要領に記載されてあるとおりでありますので、後でご覧 ねがいます。 続いて、会場までの交通手段等につきましては、例年どおり、市役所のバスまたは 自家用車となっております。また、バスの各乗車場所につきましては、令和3年度秋 田県農業委員会大会というA4サイズの用紙にバスの行程表が記載されておりますの で、後でご確認願います。 なお、大曲市民会館から乗車される方につきましては、お配りしましたA4サイズ

の地図をご確認願います。

続いて、当日の昼食についてですが、事務局としていろいろ検討してみましたが、昨今の新型コロナウイルスの問題もございしますので、各自のご判断にお任せすることといたしました。どうかご了解願います。

後日、事務局や各分室の職員が参加者の取りまとめを行いますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上です。

議 長 委員の皆さんから何かありませんか。
長澤委員。

長澤委員 先般、母の葬儀に際しましては、皆様より厚い志をいただきまして、無事葬儀を終了することができました。誠にありがとうございました。

議 長 足達委員。

足達委員 22番の足達です。
細かい話で大変申し訳ないんですけども、今回の農業委員会だよりの間違い字が2か所ございます。

まず、2つ前の号のときは、市長が来て招集という字、間違っって訂正の何かメモを渡されましたけれども、今回、3ページの農地パトロールの大きい四角で囲っている②の「遊休農地の実体把握」、これ、「体」の字、間違っっていますよ。それから、最後のページの2段目ですね、段落の二つ目のアスパラガスの「路地」という字が間違っっています。

事務局で担当が見れば、こういうことはすぐ分かることですね。非常に残念です。前々回の市長の招集したときの文章は訂正文出したようですけども、今回、そういうことは必要ないですけども、今後、事務局、最終、印刷屋さんにするとき、校正やれば誰でも分かるんですよ。もっと言えば、私にしろ、恥ずかしい訂正ですよ。それと、ホームページにもこのまま載っていますけれども、訂正したもので載せるべきだと思うし。

よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。

事務局長 分かりました。

渡邊委員 話のついでにもう一つ。

議 長 渡邊委員。

渡邊委員 足達委員のまねで細かいこと言うけれども、先ほど農地法に関する議案、非農地証明等について、6号並びに7号の審議がなされたわけです。たった一言、足りなかった。附則の条項のところ、令和3年10月8日より施行するというものを、これが最後の説明がなかった。

大切なことです。傍線引いてもよかったんですけども、こういったことの見落としあるいはお話の不足も、やっぱりこれは、今日のこの決議によって決定されるというところで大事なことです。

このこと、今後ともないように願います。

事務局長 以後、気をつけます。すみませんでした。

議 長

齊藤委員。

齊藤委員

ただいまの「実体」という意味を調べてみましたら、どちらの意味でもこれは通用するのではないかと、いかがでしょうか。

足達委員

前回の農地パトロールのときは「態」の字を使っていました。熊の点が心になった「態」。だから、こっちが正しいことになります。
それから、年に2回しか発行しないもので、そして、全戸配布です。そこら辺は、事務局がしっかり見ないといけないと思います。

事務局長

いずれにしましても、こちらのほうの不手際で、大変申し訳ございませんでした。以後、気をつけますので、よろしくをお願いします。

議 長

ほかにありませんか。
(なしの声)

議 長

ないようですので、以上をもちまして第17回大仙市農業委員総会を閉会します。
本日はご苦労さんでした。

(午前10時6分 閉会)